

宮崎労働局発表  
平成 31 年 4 月 9 日(火)

【照会先】  
職業安定部職業対策課  
課長 田島 邦彦  
課長補佐 紫藤 靖弘  
障害者雇用担当官 東郷 ますえ  
電話 (0985)38-8824

## 平成 30 年 6 月 1 日現在の障害者の雇用状況

### ～ 雇用障害者数が過去最高～

宮崎労働局では、このほど宮崎県に本社がある事業主における、平成 30 年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので、公表します。

障害者雇用促進法では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、民間企業の場合は 2.2%）以上の障害者を雇用することを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、毎年 6 月 1 日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求め、それを集計したものです。

なお、法定雇用率は平成 30 年 4 月 1 日に改定されています（民間企業の場合は 2.0% 2.2%）。

### 【集計結果の主なポイント】

#### 障害者の雇用状況

##### 【民間企業（法定雇用率 2.2%、企業規模 45.5 人以上）】

雇用障害者数、実雇用率とも過去最高を更新。

- ・雇用障害者数は 2,776.0 人、対前年度 10.2%（256.5 人）増加
- ・実雇用率 2.40%、前年度比 0.1 ポイント上昇  
全国の平均実雇用率 2.05%

法定雇用率達成企業の割合は 63.6%、対前年度 2.9 ポイント減少  
全国の法定雇用率達成企業割合 45.9%

## 障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

### 【民間企業（45.5人以上規模の企業）における雇用状況】

報告対象企業数は822社、対前年度比11.8%（87社）増であった。

内訳として、100人未満規模企業は452社で、対前年度比18.9%（72社）増、100人から300人未満規模企業は289社で、対前年度比6.3%（17社）増、300人から500人未満規模企業は49社で、対前年度比3.9%（2社）減、500人以上1000人未満規模企業は22社、また、1000人以上規模企業が10社で、それぞれ前年度から変更はなかった。報告対象企業数の増加の背景としては、平成30年4月に法定雇用率が2.0%（50人以上規模）から2.2%（45.5人以上規模）に引き上げられたことによるところが大きく、従業員規模45.5人から49.5人の企業42社、除外率を乗じた後の算定対象労働者数が45.5人以上49.5人の企業19社、合わせて61社（増加数の70.1%を占める）が新たに報告対象となったことが挙げられる。

（別紙2参照）

雇用されている障害者の数は、前年の2,519.5人に比べて256.5人（10.2%）増の2,776.0人となり16年連続で増加し過去最高となった。障害種別では身体障害者が1,784.5人（対前年比91.5人、5.4%増）、知的障害者662.0人（同48.5人、7.9%増）、精神障害者は329.5人（同116.5人、54.7%増）と増加した。

（別紙1、グラフ、別紙3参照）

実雇用率は、前年の2.30%に比べて0.1ポイント上昇し、2.40%となった。

また、都道府県順位は第7位（前年第8位）であった。

（別紙1参照）

法定雇用率（2.2%）達成企業の割合は、前年の66.5%に比べて2.9ポイント減少し、63.6%となった。また、都道府県順位は第3位（前年第3位）であった。

（別紙1参照）

### 【企業規模別の状況】（別紙2参照）

規模別でみると、雇用されている障害者数は、100人未満規模企業で678.5人、前年度（593.5人）から85人増（14.3%増）、100人～300人未満規模企業で1,079.0人、前年度（925.5人）から153.5人増（16.6%増）、300人～500人未満規模企業で379.0人で前年度（358.0人）から21人増（5.9%増）、500人～1000人未満規模企業で370.5人、前年度（367.0人）から3.5人増（1.0%増）、1000人以上規模企業で269.0人、前年度275.5人から7.5人（2.4%減）であった。

新たに報告対象となった61社の雇用数が66.0人であったことを踏まえると、企業の障害者雇用は着実に進んでいると考えられるが、一方で500人以上規模の大企業等の雇用が停滞していることが窺える。

参考までに、平成30年4月からの特例措置として、精神障害者である短時間労働者のうち3年以内に雇用された者又は3年以内に精神福祉保健手帳を取得した者につい

ては、本来であれば雇用数1人につき0.5人とカウントするところを1.0人とカウントできることとされている（以下、短時間特例という。）が、この短時間特例によるカウントではなく、従来のカウントで算定したときに、雇用障害者数は2,749.5人となり、230人増という結果となる。新たに報告対象となった61社については、短時間特例の対象者はいなかったことから、宮崎県における雇用障害者数の増加は、法定雇用率引上げによる報告対象企業数の増加や短時間特例による影響はほとんど無く、企業の障害者雇用に対する理解の高まりが背景にあると考える。

企業規模別の実雇用率は、45.5人～100人未満規模企業が最も低く2.28%となったが、すべての規模で法定雇用率2.2%を上回った

企業規模別の達成企業割合は、100～300人未満規模企業（68.5%）で県平均を上回ったが、それ以外の規模では県平均を下回っている。

### 【産業別の状況】（別紙2参照）

報告対象企業数は、前年の735社と比べて87社増加し、822社であった。うち、医療・福祉業が最も多く243社（29.6%）となっている。

実雇用率については、「製造業」（2.58%）、「電気・ガス・熱供給、水道業」（3.87%）、「運輸業、郵便業」（2.55%）、「生活関連サービス業、娯楽業」（3.46%）、「医療、福祉」（2.88%）、「サービス業」（2.23%）で法定雇用率2.2%を上回った。

「農業、林業、漁業」21社のうち雇用率達成企業は13社、達成企業割合は61.9%（前年度55.6%、6.3P上昇）であった。

雇用障害者数は29.0人（同28.5人、1.8%増）であった。

実雇用率は1.72%（同1.65%、0.07P上昇）であった。

「鉱業、採石業、砂利採取業」1社については、雇用障害者数0.0人、達成企業割合0.0%で、いずれも前年度から変化はなかった。

「建設業」33社のうち雇用率達成企業は21社、達成企業割合は63.6%（前年度70.4%、6.8P減少）であった。

雇用障害者数は65.5人（同53.0人、23.6%増）であった。

実雇用率は2.13%（同1.90%、0.23P上昇）であった。

「製造業」160社のうち雇用率達成企業は108社、達成企業割合は67.5%（前年度76.8%、9.3P減）であった。

雇用障害者数は685.0人（同661.5人、3.6%増加）であった。

実雇用率は2.58%（同2.62%、0.04P減少）であった。

「電気・ガス・熱供給、水道業」2社は、いずれも雇用率を達成し、達成企業割合は100.0%と前年度から変化はなかった。

雇用障害者数は9.0人（対前年度7.0人、28.6%増加）であった。

実雇用率は 3.87% (同 3.05%、0.32P 上昇) であった。

「情報通信業」23 社のうち雇用率達成企業は 10 社、達成企業割合は 43.5% (前年度 45.5%、2.0P 減少) であった。

雇用障害者数は 39.0 人 (同 40.0 人、2.5% 減少) であった。

実雇用率は 1.26% (同 1.36%、0.1P 減少) であった。

「運輸業、郵便業」43 社のうち雇用率達成企業数は 32 社、達成企業割合は 74.4% (前年度 65.9%、8.5P 上昇) であった。

雇用障害者数は 141.5 人 (同 125.0 人、13.2% 増加) であった。

実雇用率は 2.55% (同 2.28%、0.27P 上昇) であった。

「卸売業、小売業」120 社のうち雇用率達成企業数は 69 社、達成企業割合は 57.5% (前年度 52.7%、4.8P 上昇) であった。

雇用障害者数は 333.5 人 (同 316.0 人、5.5% 増加) であった。

実雇用率は 2.00% (同 1.91%、0.09P 上昇) であった。

「金融業、保険業」14 社のうち雇用率達成企業数は 10 社、達成企業割合は 71.4% (前年度 64.3%、7.1P 上昇) であった。

雇用障害者数は 83.5 人 (同 82.0 人、1.8% 増加) であった。

実雇用率は 2.01% (同 1.99%、0.02P 上昇) であった。

「不動産業、物品賃貸業」7 社のうち雇用率達成企業数は 2 社、達成企業割合は 28.6% (前年度 50.0%、21.4P 減少) であった。

雇用障害者数は 9 人 (同 6.0 人、50.0% 増加) であった。

実雇用率は 1.14% (同 1.09%、0.05P 上昇) であった。

「学術研究、専門・技術サービス業」7 社のうち雇用率達成企業数は 3 社、達成企業割合は 42.9% (前年度 0.0%、42.9P 上昇) であった。

雇用障害者数は 6.0 人 (同 0.0 人) であった。

実雇用率は 1.27% (同 0.00%、1.27P 上昇) であった。

「宿泊業、飲食サービス業」26 社のうち雇用率達成企業数は 14 社、達成企業割合は 53.8% (前年度 50.0%、3.8P 上昇) であった。

雇用障害者数は 33.0 人 (同 28.5 人、15.8% 増加) であった。

実雇用率は 1.27% (同 1.45%、0.18P 減少) であった。

「生活関連サービス業、娯楽業」23 社のうち雇用率達成企業数は 12 社、達成企業割合は 52.2% (前年度 50.0%、2.2P 上昇) であった。

雇用障害者数は 80.0 人 (同 71.5 人、11.9% 増加) であった。

実雇用率は 3.46% (同 3.58%、0.12P 減少) であった。

「教育、学習支援業」19 社のうち雇用率達成企業数 11 社、達成企業割合 57.9%、

雇用障害者数 38.5 人はいずれも前年度と同数であった。

実雇用率は 1.70% (前年度 1.74%、0.04P 減少) であった。

「医療、福祉」243 社のうち雇用率達成企業数は 168 社、達成企業割合は 69.1% (前年度 74.5%、5.4P 減少) であった。

雇用障害者数は 905.5 人 (同 749.5 人、20.8%増加) であった。

実雇用率は 2.88% (同 2.61%、0.17P 上昇) であった。

「複合サービス業」18 社のうち雇用率達成企業数は 9 社、達成企業割合は 50.0% (前年度 70.6%、20.6P 減少) であった。

雇用障害者数は 112.0 人 (同 121.5 人、7.8%減少) であった。

実雇用率は 1.96% (同 2.20%、0.24P 減少) であった。

「サービス業」62 社のうち雇用率達成企業数は 39 社、達成企業割合は 62.9% (前年度 71.4%、8.5P 減少) であった。

雇用障害者数は 206.0 人 (同 191.0 人、7.9%増加) であった。

実雇用率は 2.23% (同 2.10%、0.13P 上昇) であった。

#### 【未達成企業の状況】(別紙 4 参照)

法定雇用率未達成企業は 299 社 (前年 246 社)。そのうち、不足数が 0.5 人又は 1 人の企業は 215 社で、未達成企業全体の 71.7%を占めている。また、障害者を 1 人も雇用していない企業 (雇用ゼロ企業) は 177 社 (前年 143 社) で、59.0%となっている。

### 未達成企業への対応

法定雇用率未達成の民間企業に対しては、各公共職業安定所長が達成指導を実施しており、平成 31 年 3 月末までに平成 30 年 6 月 1 日現在で未達成であった 299 社のうち 257 社に対し達成指導を行い、うち 39 社 (うち 3 社は事業廃止による) の未達成が解消された。

#### 達成指導とは

未達成企業の事業主及び未達成公的機関の首長に対し、訪問により、現状確認を行うと共に障害者雇用事例等の提供や各障害者就労支援機関の各種支援策を説明し、障害者雇用への理解を求め、早期の未達成解消の指導を行うもの。

特に雇用ゼロ企業 (障害者を一人も雇用していない企業) については、法の趣旨、雇用義務及び社会的責任について改めて指導を行うとともに、障害特性についてのセミナー、事業所見学、職場実習等により理解を促すなど、重点指導を行う。

## 総括表

### 平成30年6月1日現在における障害者の雇用状況

#### 1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.2%)

	法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労働者数	障害者の数	実雇用率	法定雇用率達成企業の数 / 企業数	達成割合
民間企業	115,856.5 人	2,776.0 人	2.40 %	523 / 822	63.6 %
	( 109,537.5 人 )	[ 2,421 人 ] ( 2,519.5 人 )	( 2.30 % )	( 489 / 735 )	( 66.5 % )

[ ]内は実人員。以下同じ。

#### 2 地方公共団体における在職状況

##### (1) 都道府県の機関(法定雇用率2.5%)

	法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	障害者の数	実雇用率	法定雇用率達成機関の数 / 機関数	達成割合
計	5,100.0 人	128.5 人	2.52 %	2 / 4	50.0 %
	( 5,089.5 人 )	[ 97 人 ] ( 126.5 人 )	( 2.49 % )	( 3 / 4 )	( 75.0 % )
都道府県 知事部局	4,005.5 人	108.0 人	2.70 %	1 / 1	100.0 %
	( 4,008.0 人 )	[ 78 人 ] ( 106.5 人 )	( 2.66 % )	( 1 / 1 )	( 100.0 % )
その他の 都道府県 機関	1,094.5 人	20.5 人	1.87 %	1 / 3	33.3 %
	( 1,081.5 人 )	[ 19 人 ] ( 20.0 人 )	( 1.85 % )	( 2 / 3 )	( 66.7 % )

##### (2) 市町村の機関(法定雇用率2.5%)

	法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	障害者の数	実雇用率	法定雇用率達成機関の数 / 機関数	達成割合
市町村の機関	10,744.5 人	264.5 人	2.46 %	20 / 26	76.9 %
	( 10,512.5 人 )	[ 218 人 ] ( 250.5 人 )	( 2.38 % )	( 21 / 25 )	( 84.0 % )

市町村の機関のうち、未達成であった機関の1機関は、公表日時点で達成済み。

##### (3) 都道府県等の教育委員会(法定雇用率2.4%)

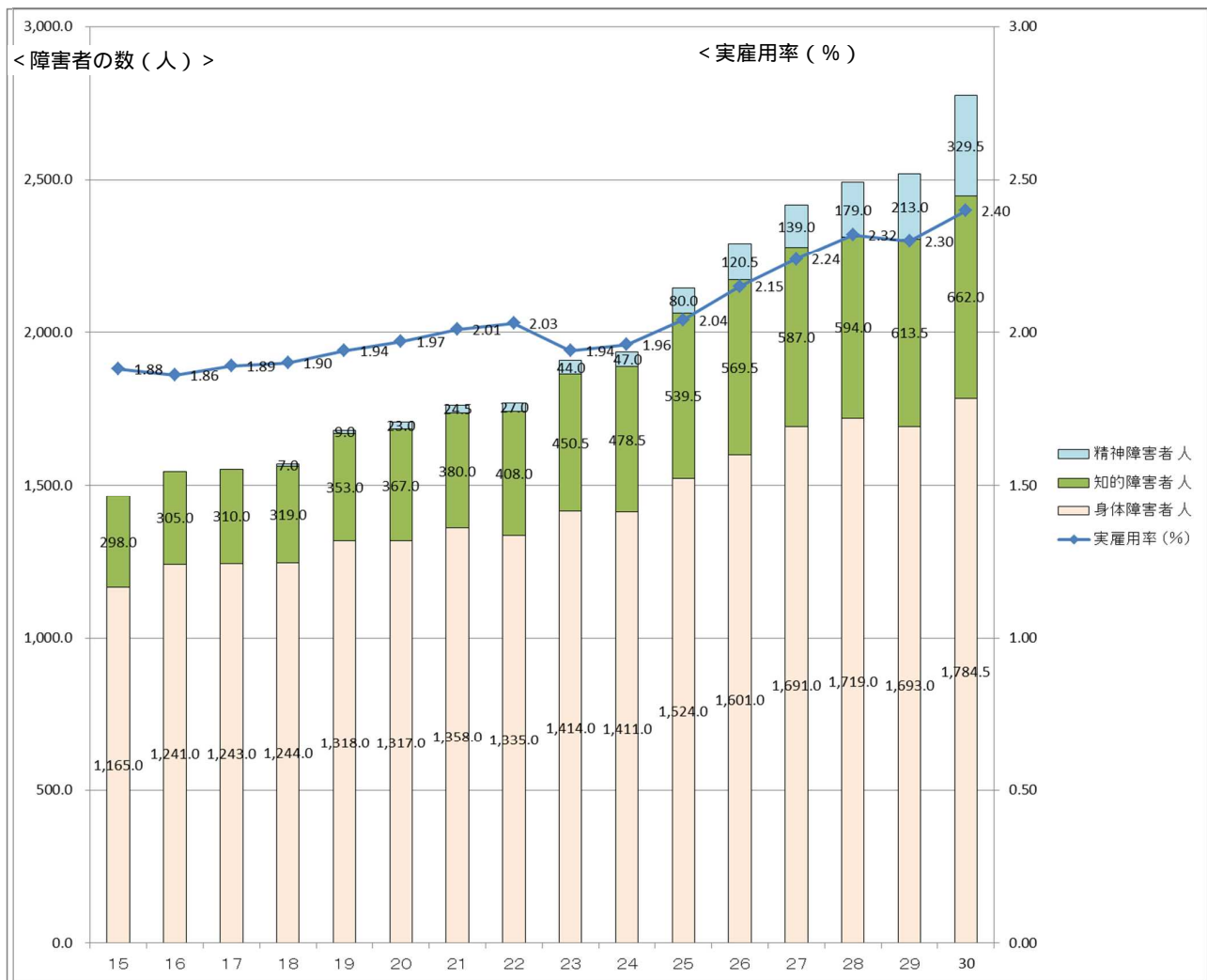
	法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	障害者の数	実雇用率	法定雇用率達成機関の数 / 機関数	達成割合
都道府県 教育委員会	6,657.0 人	168.0 人	2.52 %	1 / 1	100.0 %
	( 6,667.0 人 )	[ 115 人 ] ( 169.0 人 )	( 2.53 % )	( 1 / 1 )	( 100.0 % )

- 注 1 1の表の欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(対象障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 2の各表の欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 3 各表の欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。  
ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分とカウントしている。  
平成27年6月2日以降に採用された者であること  
平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
- 4 法定雇用率2.4%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。
- 5 ( )内は、平成29年6月1日現在の数値である。  
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

# 民間企業における障害者の雇用状況(グラフ)

## (1)実雇用率と雇用されている障害者の数の推移

平成30年6月1日現在



雇用障害者全数(人)	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
	1463.0	1546.0	1553.0	1570.0	1680.0	1707.0	1762.5	1770.0	1908.5	1936.5	2143.5	2291.0	2417.0	2492.0	2519.5	2776.0

<法定雇用率> 1.8% → 2.0% → 2.2%

注1：雇用義務のある企業（平成24年までは56人以上規模、平成25年以降は50人以上規模、平成30年以降は45.5人以上規模企業）についての集計である。

注2：「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

平成17年度まで  
 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）  
 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）  
 重度身体障害者である短時間労働者  
 重度知的障害者である短時間労働者

平成18年度以降  
 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）  
 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）  
 重度身体障害者である短時間労働者  
 重度知的障害者である短時間労働者  
 精神障害者  
 精神障害者である短時間労働者  
 （精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）

平成23年度以降  
 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）  
 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）  
 重度身体障害者である短時間労働者  
 重度知的障害者である短時間労働者  
 精神障害者  
 身体障害者である短時間労働者  
 （身体障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）  
 知的障害者である短時間労働者  
 （知的障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）  
 精神障害者である短時間労働者  
 （精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）  
 （精神障害者である短時間労働者のうち3年以内に雇用された者又は手帳を取得したものは1.0人で特例的にカウント）

平成30年度  
 よりの特例

## 障害者の雇用状況

平成30年6月1日現在

## 1 一般の民間企業における障害者雇用状況

年	企業数 社	算定基礎 労働者数 人	障害者数				実雇用率 %	雇用率達 成企業数 社	雇用率達成 企業割合 %
			合計 人	身体障害者 数 人	知的障害者 数 人	精神障害者 数 人			
平成30年	822	115,856.5	2,776.0	1,784.5	662.0	329.5	2.40	523	63.6

(注) 1 算定基礎労働者数とは、常用労働者数から除外率相当数を除いた法定雇用障害者数の算定となる労働者数である。  
 重度身体障害者又は重度知的障害者は1人の雇用をもって2人分、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者は1人、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については0.5人分としてカウントされる。

## 2 一般の民間企業における雇用状況の推移

年	企業数 社	算定基礎 労働者数 人	障害者の数				実雇用率 %	雇用率達 成企業数 社	雇用率達成 企業割合 %	
			合計 人	身体障害者 数 人	知的障害者 数 人	精神障害者 数 人				
全国	平成25年	85,314	23,213,401.0	408,947.5	303,798.5	82,930.5	22,218.5	1.76	36,413	42.7
	平成26年	86,648	23,650,463.5	431,225.5	313,314.5	90,203.0	27,708.0	1.82	38,760	44.7
	平成27年	87,935	24,122,923.0	453,133.5	320,752.5	97,744.0	34,637.0	1.88	41,485	47.2
	平成28年	89,359	24,650,200.5	474,374.0	327,600.0	104,746.0	42,028.0	1.92	43,569	48.8
	平成29年	91,024	25,204,720.0	495,795.0	333,454.0	112,293.5	50,047.5	1.97	45,553	50.0
	平成30年	100,586	26,104,834.5	534,769.5	346,208.0	121,166.5	67,395.0	2.05	46,217	45.9
宮崎県	平成25年	700	105,169.0	2,143.5	1,524.0	539.5	80.0	2.04	415	59.3
	平成26年	718	106,312.0	2,291.0	1,601.0	569.5	120.5	2.15	455	63.4
	平成27年	726	107,810.5	2,417.0	1,691.0	587.0	139.0	2.24	498	68.6
	平成28年	727	107,640.5	2,492.0	1,719.0	594.0	179.0	2.32	486	66.9
	平成29年	735	109,537.5	2,519.5	1,693.0	613.5	213.0	2.30	489	66.5
	平成30年	822	115,856.5	2,776.0	1,784.5	662.0	329.5	2.40	523	63.6

(注) 1 算定基礎労働者数とは、常用労働者数から除外率相当数を除いた法定雇用障害者数の算定となる労働者数である。  
 重度身体障害者又は重度知的障害者は1人の雇用をもって2人分、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者は1人、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については0.5人分としてカウントしている。

## 3 一般の民間企業における雇用率、雇用率達成企業割合の都道府県順位

年	順位	1位		2位		3位		4位		5位		6位		7位		8位		9位	
		実雇用率	%	実雇用率	%	実雇用率	%	実雇用率	%	実雇用率	%	実雇用率	%	実雇用率	%	実雇用率	%	実雇用率	%
平成30年	実雇用率	2.73		2.67		2.58		2.55		2.52		2.46		2.40		2.40		2.40	
	達成企業割合	66.3	沖縄県	65.9	奈良県	63.6	山口県	60.3	佐賀県	59.7	岡山県	59.4	大分県	59.1	宮崎県	58.7	福井県	58.1	島根県
平成29年	実雇用率	2.62	奈良県	2.56	山口県	2.54	佐賀県	2.52	岡山県	2.44	大分県	2.43	沖縄県	2.40	福井県	2.30	宮崎県	2.26	長崎県
	達成企業割合	72.6	佐賀県	68.1	島根県	66.5	宮崎県	66.0	徳島県	63.2	奈良県	62.1	和歌山県	61.7	鹿児島県	61.6	沖縄県	61.4	大分県

## 4 安定所別の障害者雇用状況

安定所	企業数 社	算定基礎 労働者数 人	障害者の数				実雇用率 %	雇用率達成 企業数 社	雇用率達成 企業割合 %
			合計 人	身体障害者 数 人	知的障害者 数 人	精神障害者 数 人			
宮崎	355	53,638.0	1,241.5	800.5	276.5	164.5	2.31%	214	60.3%
延岡	95	11,347.0	201.0	141.0	43.0	17.0	1.77%	53	55.8%
日向	60	8,200.0	176.0	118.0	48.5	9.5	2.15%	37	61.7%
都城	161	21,838.5	613.0	375.0	151.0	87.0	2.81%	106	65.8%
日南	46	5,384.5	138.0	95.5	27.0	15.5	2.56%	34	73.9%
高鍋	54	8,573.0	216.5	130.0	68.5	18.0	2.53%	37	68.5%
小林	51	6,875.5	190.0	124.5	47.5	18.0	2.76%	42	82.4%
計	822	115,856.5	2,776.0	1,784.5	662.0	329.5	2.40%	523	63.6%

(注) 1 算定基礎労働者数とは、常用労働者数から除外率相当数を除いた法定雇用障害者数の算定となる労働者数である。  
 重度身体障害者又は重度知的障害者は1人の雇用をもって2人分、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者は1人、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については0.5人分としてカウントされる。



## 障害者の雇用状況

## 1 民間企業における障害者の雇用の現状

平成30年6月1日現在

	企業数	雇用状況						実雇用率 %	雇用率達成 企業数 社	雇用率達成 企業割合 %		
		算定基礎 労働者数	障害者の数								E 合計 A×2+B+C+D×0.5	
			A 重度身体 障害者及び重度 知的障害者	B 重度身体 障害者及び重度 知的障害者である 短時間労働者	C 重度以外の 身体障害者、知的 障害者、精神障 害者である短時 間労働者(3年 以内)	D 重度以外の 身体障害者及び 知的障害者並び に精神障害者 (C以外)である 短時間労働者						
社	人	人	人	人	人	人		社	%			
企業計	822 (735)	115,856.5 (109,537.5)	511 (469)	119 (130)	1,479 (1,267)	312 (369)	2,776.0 (2,519.5)	2.40% (2.30)	523 (489)	63.6 (66.5)		
産 業 別	農・林・漁業 A B	21 (18)	1,689.5 (1,722.5)	2 (2)	2 (3)	20 (17)	6 (9)	29.0 (28.5)	1.72% (1.65)	13 (10)	61.9 (55.6)	
	鉱業、採石業、砂利採取業 C	1 (1)	54.5 (52.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0.0 (0.0)	
	建設業 D	33 (27)	3,079.5 (2,785.0)	19 (15)	1 (1)	26 (22)	1 (0)	65.5 (53.0)	2.13% (1.90)	21 (19)	63.6 (70.4)	
	製造業 E	160 (142)	26,514.0 (25,211.5)	140 (138)	11 (16)	382 (357)	24 (25)	685.0 (661.5)	2.58% (2.62)	108 (109)	67.5 (76.8)	
	電気・ガス・熱供給 F	2 (2)	232.5 (229.5)	1 (1)	0 (0)	7 (5)	0 (0)	9.0 (7.0)	3.87% (3.05)	2 (2)	100.0 (100.0)	
	情報通信業 G	23 (22)	3,087.5 (2,970.5)	10 (10)	2 (3)	16 (16)	2 (2)	39.0 (40.0)	1.26% (1.35)	10 (10)	43.5 (45.5)	
	運輸業・郵便業 H	43 (41)	5,544.0 (5,475.0)	23 (16)	10 (9)	84 (83)	3 (2)	141.5 (125.0)	2.55% (2.28)	32 (27)	74.4 (65.9)	
	卸売・小売業 I	120 (112)	16,686.0 (16,505.0)	45 (48)	25 (23)	192 (167)	53 (60)	333.5 (316.0)	2.00% (1.91)	69 (59)	57.5 (52.7)	
	金融・保険業 J	14 (14)	4,148.0 (4,120.5)	22 (21)	2 (1)	34 (36)	7 (6)	83.5 (82.0)	2.01% (1.99)	10 (9)	71.4 (64.3)	
	不動産業・物品賃貸業 K	7 (6)	786.5 (552.0)	3 (2)	0 (0)	3 (2)	0 (0)	9.0 (6.0)	1.14% (1.09)	2 (3)	28.6 (50.0)	
	学術研究・専門サービス業 L	7 (6)	473.0 (428.0)	2 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	6.0 (0.0)	1.27% (0.00)	3 (0)	42.9 (0.0)	
	飲食店・宿泊業 M	26 (20)	2,605.5 (1,965.5)	6 (7)	0 (0)	16 (11)	10 (7)	33.0 (28.5)	1.27% (1.45)	14 (10)	53.8 (50.0)	
	生活関連サービス業・娯楽業 N	23 (20)	2,310.0 (1,998.0)	23 (21)	5 (4)	26 (21)	6 (9)	80.0 (71.5)	3.46% (3.58)	12 (10)	52.2 (50.0)	
	教育・学習支援業 O	19 (19)	2,269.5 (2,215.0)	10 (10)	2 (3)	16 (15)	1 (1)	38.5 (38.5)	1.70% (1.74)	11 (11)	57.9 (57.9)	
	医療・福祉業 P	243 (212)	31,399.5 (28,707.5)	145 (125)	49 (58)	484 (335)	165 (213)	905.5 (749.5)	2.88% (2.61)	168 (158)	69.1 (74.5)	
	複合サービス業 Q	18 (17)	5,719.5 (5,523.5)	24 (27)	3 (1)	60 (64)	2 (5)	112.0 (121.5)	1.96% (2.20)	9 (12)	50.0 (70.6)	
	サービス業 R	62 (56)	9,257.5 (9,076.5)	36 (26)	7 (8)	111 (116)	32 (30)	206.0 (191.0)	2.23% (2.10)	39 (40)	62.9 (71.4)	
	規 模 別	45.5人～100人未満	452 (380)	29,726.0 (25,976.0)	115 (103)	50 (54)	346 (279)	105 (109)	678.5 (593.5)	2.28% (2.28)	276 (247)	61.1 (65.0)
		100人～300人未満	289 (272)	43,775.0 (40,948.0)	189 (156)	48 (58)	587 (470)	132 (171)	1,079.0 (925.5)	2.46% (2.26)	198 (181)	68.5 (66.5)
300人～500人未満		49 (51)	16,288.5 (16,639.0)	70 (69)	12 (12)	207 (183)	40 (50)	379.0 (358.0)	2.33% (2.15)	30 (35)	61.2 (68.6)	
500人～1000人未満		22 (22)	14,512.5 (14,375.5)	87 (90)	5 (3)	183 (174)	17 (20)	370.5 (367.0)	2.55% (2.55)	13 (18)	59.1 (81.8)	
1,000人以上		10 (10)	11,554.5 (11,599.0)	50 (51)	4 (3)	156 (161)	18 (19)	269.0 (275.5)	2.33% (2.38)	6 (8)	60.0 (80.0)	

(注) 1 算定基礎労働者数とは、常用労働者数から除外率相当数を除いた法定雇用障害者数の算定となる労働者数である。

2 重度身体障害者又は重度知的障害者は1人の雇用をもって2人分、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者は1人、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者は0.5人分としてカウントされる。

ただし、精神障害者である短時間勤務職員であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分とカウントされる。

平成27年6月2日以降に採用された者であること

平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。

3 ( )内は前年の数値である。

4 規模別状況の100人未満については、前年度の法定雇用率が2.0%であったことから下段に(50人～100人未満)を表示している。

# 障害種別の雇用状況

平成30年6月1日現在

## 民間企業における障害者の雇用の現状

	障害者の数	身体障害者の数					知的障害者の数					精神障害者の数					
		A 重度障害者数 人	B 重度身体障害者である短時間労働者 人	C 重度以外の身体障害者 人	D 重度以外の身体障害者である短時間労働者 人	E 合計 $A \times 2 + B + C + D \times 0.5$ 人	A 重度知的障害者数 人	B 重度知的障害者である短時間労働者 人	C 重度以外の知的障害者 人	D 重度以外の知的障害者である短時間労働者 人	E 合計 $A \times 2 + B + C + D \times 0.5$ 人	A 常用の精神障害者数 人	B 短時間の精神障害者数 人	C Bのうち三年以内の者数 人	D 合計 $A + (B - C) \times 0.5 + C$ 人		
企業計	2,776.0 (2,519.5)	392 (359)	83 (89)	859 (819)	117 (134)	1,784.5 (1,693.0)	119 (110)	36 (41)	321 (291)	134 (123)	662.0 (613.5)	246 (157)	114 (112)	53 (0)	329.5 (213.0)		
産業別	農・林・漁業	29.0 (28.5)	2 (1)	1 (2)	12 (11)	4 (3)	19.0 (16.5)	0 (1)	1 (1)	6 (5)	2 (6)	8.0 (11.0)	2 (1)	0 (0)	0 (0)	2.0 (1.0)	
	鉱業、採石業、砂利採取業	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	
	建設業	65.5 (53.0)	19 (15)	0 (0)	19 (16)	1 (0)	57.5 (46.0)	0 (0)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	2.0 (2.0)	6 (5)	0 (0)	0 (0)	6.0 (5.0)	
	製造業	685.0 (661.5)	106 (104)	5 (9)	207 (204)	10 (12)	429.0 (427.0)	34 (34)	6 (7)	110 (107)	11 (8)	189.5 (186.0)	59 (46)	9 (5)	6 (0)	66.5 (48.5)	
	電気・ガス・熱供給	9.0 (7.0)	1 (1)	0 (0)	7 (5)	0 (0)	9.0 (7.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	
	情報通信業	39.0 (40.0)	10 (10)	2 (3)	13 (14)	0 (0)	35.0 (37.0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1.0 (0.0)	2 (2)	2 (2)	0 (0)	3.0 (3.0)	
	運輸業・郵便業	141.5 (125.0)	23 (16)	10 (9)	69 (70)	2 (2)	126.0 (112.0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1.0 (0.0)	12 (13)	3 (0)	2 (0)	14.5 (13.0)	
	卸売・小売業	333.5 (316.0)	35 (37)	15 (14)	110 (102)	20 (21)	205.0 (200.5)	10 (11)	10 (9)	52 (51)	31 (28)	97.5 (96.0)	22 (14)	10 (11)	8 (0)	31.0 (19.5)	
	金融業・保険業	83.5 (82.0)	22 (21)	2 (1)	23 (25)	3 (3)	70.5 (69.5)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	3 (2)	2.5 (2.0)	10 (10)	1 (1)	0 (0)	10.5 (10.5)	
	不動産業・物品賃貸業	9.0 (6.0)	3 (2)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	7.0 (5.0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	1.0 (1.0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	1.0 (0.0)	
	学術研究・専門サービス	6.0 (0.0)	2 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	6.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	
	宿泊業・飲食サービス業	33.0 (28.5)	6 (7)	0 (0)	10 (5)	3 (2)	23.5 (20.0)	0 (0)	0 (0)	3 (5)	4 (3)	5.0 (6.5)	2 (1)	4 (2)	1 (0)	4.5 (2.0)	
	生活関連サービス業・娯楽業	80.0 (71.5)	2 (0)	1 (2)	12 (9)	4 (4)	19.0 (13.0)	21 (21)	4 (2)	12 (12)	2 (2)	59.0 (57.0)	0 (0)	2 (3)	2 (0)	2.0 (1.5)	
	教育・学習支援業	38.5 (38.5)	10 (10)	2 (3)	14 (12)	1 (1)	36.5 (35.5)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	1.0 (1.0)	1 (2)	0 (0)	0 (0)	1.0 (2.0)	
	医療・福祉業	905.5 (749.5)	99 (89)	37 (39)	236 (213)	52 (67)	497.0 (463.5)	46 (36)	12 (19)	111 (76)	65 (62)	247.5 (198.0)	108 (46)	77 (84)	29 (0)	161.0 (88.0)	
	複合サービス業	112.0 (121.5)	21 (24)	1 (0)	48 (53)	0 (1)	91.0 (101.5)	3 (3)	2 (1)	5 (6)	2 (3)	14.0 (14.5)	6 (5)	1 (1)	1 (0)	7.0 (5.5)	
	サービス業	206.0 (191.0)	31 (22)	7 (7)	76 (79)	17 (18)	153.5 (139.0)	5 (4)	0 (1)	16 (25)	14 (9)	33.0 (38.5)	15 (12)	5 (3)	4 (0)	19.5 (13.5)	
	規模別	50人～100人未満	678.5 (593.5)	80 (70)	37 (40)	199 (175)	37 (32)	414.5 (371.0)	35 (33)	13 (14)	74 (67)	45 (34)	179.5 (164.0)	56 (37)	40 (43)	17 (0)	84.5 (58.5)
		100人～300人未満	1079.0 (925.5)	155 (132)	30 (36)	350 (327)	40 (54)	710.0 (654.0)	34 (24)	18 (22)	97 (83)	62 (64)	214.0 (185.0)	115 (60)	55 (53)	25 (0)	155.0 (86.5)
300人～500人未満		379.0 (358.0)	65 (65)	8 (8)	130 (129)	20 (29)	278.0 (281.5)	5 (4)	4 (4)	44 (40)	16 (14)	66.0 (59.0)	25 (14)	12 (7)	8 (0)	35.0 (17.5)	
500人～1000人未満		370.5 (367.0)	55 (54)	4 (2)	111 (110)	10 (10)	230.0 (225.0)	32 (36)	1 (1)	45 (46)	5 (4)	112.5 (121.0)	25 (18)	4 (6)	2 (0)	28.0 (21.0)	
1,000人以上		269.0 (275.5)	37 (38)	4 (3)	69 (78)	10 (9)	152.0 (161.5)	13 (13)	0 (0)	61 (55)	6 (7)	90.0 (84.5)	25 (28)	3 (3)	1 (0)	27.0 (29.5)	

(注) 1 重度身体障害者又は重度知的障害者は1人の雇用をもって2人分、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者は1人、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については0.5人分としてカウントしている。

2 ( )内は前年の数値である。

## 障害者不足数階層別の法定雇用率未達成企業数

平成30年6月1日現在

区分	法定雇用率 未達成企業 の数	不足数						障害者の 数が0人で ある企業	
		0.5人又は1人	1.5人又は2人	2.5人又は3人	3.5人又は4人	4.5人又は5人	5.5人以上		
企業計	299 (100.0)	215 (71.9)	55 (18.4)	16 (5.4)	11 (3.7)	2 (0.7)	0 (0.0)	177 (59.2)	
産業別	農・林・漁業	8 (100.0)	6 (75.0)	2 (25.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	5 (62.5)
	鉱業・採石業・砂利採取業	1 (100.0)	1 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (100.0)
	建設業	12 (100.0)	11 (91.7)	0 (0.0)	1 (8.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	10 (83.3)
	製造業	52 (100.0)	37 (71.2)	9 (17.3)	4 (7.7)	2 (3.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	33 (63.5)
	電気・ガス・熱供給	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	情報通信業	13 (100.0)	7 (53.8)	4 (30.8)	0 (0.0)	2 (15.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	8 (61.5)
	運輸業・郵便業	11 (100.0)	8 (72.7)	1 (9.1)	1 (9.1)	0 (0.0)	1 (9.1)	0 (0.0)	7 (63.6)
	卸売・小売業	51 (100.0)	37 (72.5)	11 (21.6)	1 (2.0)	2 (3.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	38 (74.5)
	金融業・保険業	4 (100.0)	2 (50.0)	2 (50.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (75.0)
	不動産業・物品賃貸業	5 (100.0)	4 (80.0)	1 (20.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (60.0)
	学術研究・専門サービス業	4 (100.0)	4 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (100.0)
	宿泊業・飲食サービス業	12 (100.0)	8 (66.7)	3 (25.0)	0 (0.0)	1 (8.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	8 (66.7)
	生活関連サービス業・娯楽業	11 (100.0)	8 (72.7)	3 (27.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	7 (63.6)
	教育・学習支援業	8 (100.0)	7 (87.5)	0 (0.0)	1 (12.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (50.0)
	医療・福祉業	75 (100.0)	60 (80.0)	9 (12.0)	4 (5.3)	2 (2.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	34 (45.3)
	複合サービス業	9 (100.0)	4 (44.4)	2 (22.2)	0 (0.0)	2 (22.2)	1 (11.1)	0 (0.0)	2 (22.2)
サービス業	23 (100.0)	11 (47.8)	8 (34.8)	4 (17.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	10 (43.5)	
規模別	50人～100人未満	176 (100.0)	165 (93.8)	11 (6.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	155 (88.1)
	100人～300人未満	91 (100.0)	43 (47.3)	35 (38.5)	9 (9.9)	4 (4.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	22 (24.2)
	300人～500人未満	19 (100.0)	4 (21.1)	6 (31.6)	5 (26.3)	3 (15.8)	1 (5.3)	0 (0.0)	0 (0.0)
	500人～1000人未満	9 (100.0)	2 (22.2)	3 (33.3)	2 (22.2)	1 (11.1)	1 (11.1)	0 (0.0)	0 (0.0)
	1,000人以上	4 (100.0)	1 (25.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (75.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)

(注) 1 ( )内は全体に対する割合%